

令和 7 年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果報告書（案）

令和 8 年 6 月
食品安全委員会
企画等専門調査会

令和 7 年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画（以下「訓練計画」という。）を踏まえて作成した「令和 7 年度食品安全委員会緊急時対応訓練の骨子」に従い、確認訓練を実施した。

1 実施概要

緊急時における組織的な対応の流れを、他省庁も含めた実践的な実動訓練を通して確認することにより、組織全体の対応能力の向上を図るとともに、緊急時対応マニュアル等の実効性の向上を図るため、本訓練を実施した。また、本訓練を通じて、これまでに実施した研修等によって習得した技術・知識のレベルを確認した。

ア 日時及び会場

日時：令和 8 年 2 月 24 日（火） 9 時 30 分から 12 時まで
会場：食品安全委員会執務室

イ 参加者

委員、事務局職員（局長、次長、総務課、評価第一課、評価第二課、情報・勧告広報課職員）

ウ 内容

訓練は、具体的なハザード名を含めシナリオ非提示で、テレワーク中等出勤していない職員もいる中で、事案が発生してからの連絡、情報共有、資料作成等を実践的に行った。

なお、本訓練は消費者庁が企画の中心となり、消費者庁、食品安全委員会、警察庁、厚生労働省、農林水産省の 5 府省庁合同で訓練を行い、消費者安全情報総括官制度（※）を実践した。

（※）消費者安全情報総括官制度：消費者の生命又は身体への被害の発生・拡大を防止し、その安全を確保するため、消費者庁及び関係省庁の局長級を消費者安全情報総括官として選定し、これらの者による連絡会議（消費者安全情報総括官会議）の開催等により、消費者の生命又は身体に生ずる被害に関する情報等の集約・共有を図る制度

【訓練で用いた仮想シナリオの概要】

（1）危害因子

農薬「ベンゾエピン」

（2）原因食品

冷凍食品（野菜コロッケ、えびカツ、たこやき）

（3）状況設定及び訓練の経過

2月24日

- 10:00 厚生労働省から情報共有（農薬混入による商品回収の情報）
 - 10:30 消費者庁から「消費者安全情報総括官制度」（関係府省庁局長申合せ）に基づく緊急の対応が必要となりうる事案であると判断したとの連絡
 - 10:50 厚生労働省から情報提供（消費者向け注意喚起の資料の共有）
 - 11:30 委員・事務局会議開催
 - 11:30 食品安全委員会 Facebook、Xに注意喚起の投稿
 - 11:40 食品安全委員会ホームページに注意喚起の投稿
 - 16:30 消費者安全情報総括官会議幹事会開催（ウェブ開催）
- 随時：食品安全委員会に国民や報道機関からの問い合わせが相次ぐ。

2 訓練結果の検証

確認訓練終了後に参加者を対象にアンケートを実施し、28名から回答があった。概ねよくできたとの回答が多数を占めた一方で、約14%の職員が課題があると回答した。具体的には、英語での問合せ対応の準備が不十分であったことや事務局内の情報共有、特に委員・事務局会議の開催についての情報共有のタイミングが適切ではなかったことなどが挙げられた。

科学的な知見・情報の収集、国民への情報提供・問合せ対応については、迅速かつ適切な対応ができたとの回答が多かった。

委員会内部の情報共有については、Teamsに情報が集約されており、速やかに正確な内容が共有されていたといった回答が多かった反面、委員や幹部へは口頭報告が必要であり機動性に欠ける場面があったとの回答や、会議中でGSS端末が手元になく、最新情報を把握できなかった、Teamsが立ち上がったことを知らなかったためメールでその旨を共有すべき等の回答があった。また、Teamsの機能として、メンションの機能が十分に活用できていなかった点や、情報の入力方法として返信する形での情報共有がよいのか、情報の内容ごとにスレッドを立ち上げるのがよいのかについて検討する必要があるといった改善点を指摘する回答もあった。

訓練で取り扱う危害因子については、4年連続で農薬となっており、対応が特定の部署に偏りがちであるため、経験のない担当者が対応することになった場合は、適切な対応がとれるか懸念が残るとの回答があった。

3 今後の対応

事務局においては、緊急時に限らず、Teams等の活用を推進しているところであり、引き続きこれらのツールの活用を図り、職員の習熟度を向上させていく。

危害因子については、訓練を主催する消費者庁に対して農薬以外の危害因子を採用するよう提案する。